

宛先	お取引先様各位	発行	SC群24No.014 2024年 11月 11日 株式会社SUBARU 人事部 安全衛生課 11/20Δ1：太田労働基準協会職長教育日程
件名	(株)SUBARU 群馬製作所 作業責任者認定用 2024年度 第3回 新規・更新 「作業責任者認定講習会」 のご案内		

平素より安全・環境に配慮された工事を実施して頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年度 第3回 **新規・更新「作業責任者認定講習会」**を下記要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。
下記に案内するHPの動画配信にて実施させていただきますので、何卒宜しくお願い致します。

敬具

SUBARU工事ハンドブック（群馬地区）第12条により、工事中は作業場所毎に作業責任者を選任し、常駐させなければなりません。本講習会は、新規・更新の作業責任者認定講習となります。お取引先様で作業責任者の認定証が新規・更新で必要な場合に申込みください。（更新に関しては、認定証の満期1年前から申し込みができます）

記

1. 各種期間

- (1) 申込受付期間 **2024年 12月 16日(月) ～ 2025年 1月 8日(水)**
(2) 試験開催期間 **2025年 1月 27日(月)午後 ～ 2025年 2月 17日(月)**
(3) 回答用紙送付期日 **～ 2025年 2月 17日(月)**

大分類	小分類	対象	12月					1月				2月				3月						
			2	9	16	23	30	6	13	20	27	3	10	17	24	3	10	17	24	31		
受付	HP掲載	SUBARU	★案内展開															合格発表★				
	講習申し込み	お取引先様	→12/16～1/8																			
講習会	受講案内送付	SUBARU	→																			
	講習会、認定試験	お取引先様	→1/27PM～2/17 ☆提出期限：2/17																			
認定証	テスト採点	SUBARU	→																			
	課題の追試	お取引先様	→																			
	認定証送付	SUBARU	→																			

※申し込みの受領メールは1/13（月）までにいたします。1/13までの受領確認の問い合わせはお控えください。

2. 講習内容

時間	内容	講演者
約10分	ガイダンス	司会進行
約80分	弊社群馬地区内で工事を行う場合の一般的な注意事項	安全衛生課
約80分	弊社群馬地区内で工事を行う場合の環境面での注意事項	環境技術課
約30分	弊社群馬地区内で工事を行う場合の電気工事面の注意事項	プラント技術課
約80分	弊社群馬地区内で工事を行う場合の安全上の注意事項	安全衛生課
約50分	認定試験、リスクアセスメント課題	-

合計：約5時間30分（休み時間は自由に取得してください）

3. 実施方法

動画配信、理解度テストの送付にて対応します（各社動画閲覧で対応願います）

<ホームページアドレス> <https://www.subaru.co.jp/anzen/>

4. 申し込み先

スバルリビングサービス安全衛生窓口（詳細は次のページ 5. 申込方法へ）

【お問い合わせ先】

〒373-8555 群馬県太田市スバル町1-1 株式会社SUBARU群馬製作所 本工場事務本館内

事務局	担当	TEL	受付時間
株式会社SUBARU 人事部 安全衛生課	中村	090-2639-8704	8～17時
スバルリビングサービス株式会社 業務サービス部	眞秀	070-4464-7282	8～17時

5. 申込方法

下表の通り申し込みを確実に行ってください。指定の内容に不足がある場合は、受講券を送付できません。

※申し込み期日：2025年1月8日(水) 期日を過ぎたものは受付できません

送付方法	送付物	指定内容
電子メール	申し込み用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・申込用紙(別紙1)を記入例に従い必要事項を記述し、下記①②を貼り付けること。 ・電子メールで申し込み用紙をExcelファイルの状態で送付すること。 ・電子メールはSUBARU社内都合により、15MB未満/1メールとしてください。 ・ファイル名は略式会社名と申込者氏名、1ファイル/人とすること ⇒ 例：SUBARU_安全太郎 <p>①「認定証発行用を使用する顔写真」を貼り付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦無背景（物や景色やほかの人物が写っていない） ①背景色は薄いものが望ましい（青・白・灰色等） ②スマホやカメラで撮影のことで、免許証等写真のスキャン禁止 ③直近1年以内、顔頭部が切れていないもの（無帽のこと） ④背景及び、本人自体に加工を入れないこと（枠内への全体切り取りは可） <p>※写真は取引先様にて選定、貼り付けしてください。認定証の写真になります。 ※上記を満たさない場合は、受付できません。</p> <p>②「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」修了証のスキャンを貼り付け 安全衛生法第60条に基く教育が必須となります。 ※詳細は申込用紙(例)を参照のこと</p>
	送付先アドレス	gun-kankyo02@subaru.co.jp (スバルリビングサービス安全衛生窓口)

※今回より返信用封筒は不要です。電子メールのみの申し込みとなります。（8. その他 6）を参照ください
（返信用のレターパックライトは、SUBARU負担で行います）

6. 受講資格

以下3点を満たし、且つお取引先様から推薦を受けた方。

- ①職長教育又は職長・安全衛生責任者教育(安全衛生法第60条に基く教育)を修了している方。
- ②責任者として作業の進行管理、作業員の監督と教育指導が出来る方。
- ③その他弊社の指示事項等の伝達徹底が出来る方。

※職長教育修了証の添付が無い場合は、講習の申し込みが出来ません。

(ホームページに本講習会の年間計画を展開していますので、計画的に申し込みください)

太田労働基準協会でも
職長教育は受けられます。
別途申し込みください。
期間：R7年1月25～26日
<http://www.otakijunkyoikai.or.jp/seminar/train/ing/301.html>

7. 定員

新規・更新含めて、1社 5名まで。（協力業者様1社につき5名まで可）

※どうしても5名を超える場合は別途相談ください。

8. その他

- 1) 申込みにより得た個人情報、弊社の本作業責任者認定講習以外には使用いたしません。
- 2) **申し込み受け付け後に、事務局から受講券がメールで送付されます**
講習の動画、テキスト、認定試験（確認テスト）については、受講券による指示に従ってください。
- 3) **認定試験の回答用紙提出について**
指定フォーマット以外の回答用紙が提出された場合は不合格と致します。（不正防止の為）

- 4) **この講習会は作業員全員が受講するものではありません。**

作業を監督する方が受講をしてください。

- 5) **協力業者様等への展開と事務局への送付について**

・協力業者様等への展開が必要な場合は、お取引先様が責任をもって展開して下さい。

・協力業者様等が受講される場合は、お取引先様が取りまとめてお申込み下さい。

※申込用紙・回答用紙を事務局へ送付する際は、元請けが取りまとめて送付ください。

- 6) **認定証の送付について**

認定証は合格者のみ、申し込みをしたお取引先様の担当者へ、まとめてレターパックライトで送付します。
受講者の合否判定は、メールで申し込み担当者へ通知いたします。

- 7) **今後の認定証更新の対応**

更新も新規同様の講習となります。認定番号はリセットされます。認定証は3年満期で失効しますので、継続の必要がある場合は**満期1年以内**に受講申し込みができます。

以上